

申7号

京浜東北・根岸線および横浜線の乗務員基地再編成に関する緊急解明申し入れ団体交渉

1. 下十条運転区の先行廃止の理由および施策を実施することにより輸送品質が向上するとする具体的な根拠を明らかにすること。

本部・本社間での申2号解明交渉を踏まえ、東京・横浜・大宮各地本・支社間で解明交渉がおこなわれました。地方交渉では、施策の根幹である目的や女性設備、防災対策に対する明確な回答が示されなかった事を受け、本部は申7号で「緊急解明申し入れ」を行い、本日13時から19時25分（休憩2回）にわたり団体交渉を開催しました。しかし、会社から具体的な根拠が明らかにされず、1項途中で継続議論となりました。

組合の主張

「下十条運転区の先行廃止の理由と、施策実施にともない輸送品質が向上する理由を明確にし、その整合性を一致させること」

・前に向かえる施策にするため、職場に納得感のある説明を！

組合員の働きがいの持てる
施策を実現しよう！！

1項途中で終了

継続議論